

令和8年度 新潟県雪国型 ZEH 等導入促進補助金 公募要領

1 目的

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、家庭における温室効果ガス排出量削減と新潟県雪国型 ZEH[※]の普及等による本県全域での脱炭素化の推進を図るため、脱炭素化に資する雪国型 ZEH や太陽光発電設備等の導入を行う者に対し補助金を交付します。

※ 本県の基準として定めた、国の ZEH 基準よりも高断熱で、気密性が確保された住宅（詳細は新潟県雪国型 ZEH 等導入促進補助金交付要綱第2条第1号を参照）

2 補助金の交付対象者

本補助金の交付対象者（補助対象者）は「3 補助対象事業」を実施する者であって、次のいずれにも該当する者としてします。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員とその者が属する世帯員でないこと
- 県税の未納がないこと

3 補助対象事業

(1) 補助対象設備等

設備等	要件
住 宅	・ 常時居住する住宅であって専用住宅であること又は、常時居住する住宅の一部に店舗等の非住居部分があるが、住居部分の床面積が総床面積の1/2以上（以下本表において「併用住宅」という。）であること。
雪 国 型 Z E H	・ 補助対象者が自ら居住する目的で、雪国型ZEH（併用住宅においては、住居部分が雪国型ZEHの基準を満たすもの。）を県内（南魚沼市の区域を除く）に新築し、または新築されたものを購入するものであること。 ・ エネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、県又は国の求めに応じて、必要な情報提供に協力すること。
太陽光発電設備等	・ 本補助事業によって設置する雪国型ZEHに設置するもの又は、補助対象者が自ら常時居住する県内（新発田市及び南魚沼市の区域を除く）の専用住宅において、新たに設置するもの（補助対象者が当該住宅の所有者でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの。）。 ・ 商用化され、導入実績のあるもの。 ・ 中古のものでないこと。

太陽光発電設備	・新規に導入（増設は除く。）して新たに発電を開始するものであること。 ・10kW 未満であること。 ・当該設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家（電力の消費者をいう。以下同じ。）に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させることができること。 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度または FIP 制度の認定を取得しないこと。 ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（2017 年資源エネルギー庁策定）に定める遵守事項（ただし、もっぱら FIT 制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。 ・発電した電力量の 30%以上を、補助事業に係る住宅内で消費すること。
蓄 電 池	・本補助事業によって設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・155,000円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）以下のものであること。 ・交付要綱別表1-1の仕様を満たすこと。
車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）	・本補助事業によって設置する太陽光発電設備及び充放電設備の付帯設備であること。 ・原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。 ・通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。 ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」の「補助対象車両一覧」の銘柄であること。
充 放 電 設 備	・本補助事業によって設置する太陽光発電設備及び車載型蓄電池の付帯設備であること。 ・充放電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。

	・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄であること。
地 中 熱 設 備	・本補助事業によって設置する雪国型ZEHに設置するもの又は、補助対象者が自ら常時居住する県内の専用住宅において、新たに設置するもの（補助対象者が当該住宅の所有者でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）。 ・商用化され、導入実績のあるもの。 ・中古のものでないこと。 ・暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。

(2) 補助対象設備等の組合せ

可能な組合せ	A※	B※	C※	D※	E	F	G※	H※	I
雪 国 型 Z E H	×	×	×	×	—	—	—	×	—
太陽光発電設備	×	×	—	—	○	○	—	×	○
蓄 電 池	×	—	—	—	○	—	—	—	—
車載型蓄電池	—	—	—	—	—	—	—	×	○
充 放 電 設 備	—	—	—	—	—	—	—	×	○
地 中 熱 設 備	—	—	×	—	—	—	×	—	—

※ 申請件数が予定件数に達したため、申請受付を終了しました。

(3) 補助対象経費

区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く

(4) 補助率及び補助上限額

補助対象設備等	補助率等	補助上限額
住 宅		
雪国型 ZEH	65万円（定額）	65万円
太陽光発電設備等		
太陽光発電設備	7万円/kW（定額） 最大出力（kW 表示の小数点以下は、切り捨てる。）に 1kW 当たり 7 万円を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。	31.5万円
蓄電池設置	3分の1 補助対象経費の実支出額の 3 分の 1 の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。	25万円
車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）	$\text{蓄電容量(kWh)} \times 1 / 2 \times 4 \text{万円}$ 蓄電容量(kWh)の 2 分の 1 の額に 4 万円を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV 補助金)交付額
充放電設備	2分の1 充放電設備の導入に必要な経費の 2 分の 1	45 万円
地中熱設備	3分の2	150 万円

	補助対象経費の実支出額の 3 分の 2 の額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)	
--	--	--

4 交付申請書の提出

(1) 提出書類

【共通】(組合せ A ～ I)
・新潟県雪国型 ZEH 等導入促進補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) ・共通設置概要書 (別紙 1 - 1 (第 1 号様式)) ・新潟県雪国型 ZEH 等導入促進補助金 事業計画書 (別紙 2 (第 1 号様式)) ・補助対象設備等の設置に係る見積書の写し (補助対象設備等ごとの内訳が分かるもの) ・補助対象設備等の設置場所及び付近の見取図 ・申請者本人であることを確認することができる書類 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証その他の官公署が発行したものに限る。) の写し
【雪国型 ZEH を設置する場合】(組合せ A ～ D、H)
・雪国型 ZEH 設置概要書 (別紙 1 - 2 (第 1 号様式))
【太陽光発電設備を設置する場合】(組合せ A、B、E、F、H)
・太陽光発電設備 設置概要書 (別紙 1 - 3 (第 1 号様式)) ・補助対象設備等のカタログ、パンフレットの写し
【蓄電池を設置する場合】(組合せ A、E)
・蓄電池 設置概要書 (別紙 1 - 4 (第 1 号様式)) ・補助対象設備等のカタログ、パンフレットの写し ・交付要綱別表 1-1 の内容を満たしていることがわかる書類
【地中熱設備を設置する場合】(組合せ C、G)
・地中熱設備 設置概要書 (別紙 1 - 5 (第 1 号様式)) ・補助対象設備等のカタログ、パンフレットの写し
【車載型蓄電池及び充放電設備を設置する場合】(組合せ H、I)
・車載型蓄電池 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車) 設置概要書 (別紙 1 - 6 (第 1 号様式)) ・充放電設備 設置概要書 (別紙 1 - 6 (第 1 号様式)) ・補助対象設備等のカタログ、パンフレットの写し ・車載型蓄電池にあつては「CEV 補助金」、充放電設備にあつては「クリーンエネルギー

一自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象 銘柄等であることがわかる書類

※ 必要な書類が不足している場合や、必要事項が記載されていない場合は受付で
きません。

※ 雪国型 ZEH を設置する場合（組合せ A、B、D、H）及び地中熱設備を設置する
場合（組合せ C、G）については、申請件数が予定件数に達したため、申請受付
を終了しました。

（２）申請受付期間

令和8年4月24日（金）～令和9年1月29日（金）

（３）提出方法

電子メール又は郵送（書留郵便に限る）

※ 可能な限り電子メールでの提出をお願いします。

（添付ファイルの容量が 10MB を超えるメールは受信することができませんので、
添付ファイルが 10MB 以下になるよう分割して送付してください。）

※ 直接持参した場合は受付できません。

※ 電子メールでの受付は令和9年1月29日（金）17時00分まで、郵送の場合は
令和9年1月29日（金）当日必着。

（４）提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

E-mail : yukigunigata-zeh@pref.niigata.lg.jp

電話 : 025-280-5472 (9時30分～12時、13時～16時)

5 交付決定について

- 申請受付後に申請書の内容を審査し、交付条件を満たすものを交付決定します。
- 申請数が予定件数に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。
- 交付決定を受ける前に補助対象設備等の工事に着手していた場合は、補助金を
交付することができません。

6 その他留意事項等

- 本補助金は、同一の補助対象設備等に他の国の補助金や助成金（国から委託等を受
けた執行団体が実施する補助事業を含む）を併用することはできません。
- 本補助金は、新発田市内における太陽光発電設備等の導入、南魚沼市内における
雪国型 ZEH・太陽光発電設備等の導入は対象外となります。
- 市町村等の補助金制度との併用は、県又は国の補助金と併用不可である旨の定

めがある場合を除いて併用可能ですが、詳細は補助金制度を実施する市町村等にお問合せください。

- 補助事業完了後、脱炭素化に資する設備等の普及促進を図るため、補助対象設備等の使用状況等（住宅の省エネ効果や太陽光発電設備の発電状況等）に関してデータ提供を依頼する場合がありますので、了承の上申請してください。
- 補助対象設備等の設置工事は、県内に主たる事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体が施工するものとします。
- 雪国型 ZEH を設置する場合は、新潟県雪国型 ZEH ビルダー・プランナー登録制度に申請している雪国型 ZEH プランナーが設計又は雪国型 ZEH ビルダーが施工するものとします。
- 補助対象設備等の設置工事は原則、令和9年2月28日(日)までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月1日(月)のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要になります。